

広島県告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和三年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町兼広字イケノ段一〇八九一の八七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅